

# 今昔物語集のK入声音漢語「装束」

二戸 麻砂彦

## A Study of Sino-Japanese “Syouzoku” in Heian late period

NITO Masahiko

### Abstract

Sino-Japanese “Syouzoku” (装束) that has a word ending ‘-k’ in Ancient Chinese is one of the so called ‘Kango’ (漢語). It has merely been used as a noun, but also as a verb gradually in Heian period. In case of a verb, it has changed into a word form “Syouzoki” (装ぞき) that combined a noun “Syouzoku” and a verb “Kiru” (着る). Furthermore “Syouzoka” (装ぞか) has been made on the analogy of “Syouzoki” from a variation in declension. This study analyze these variations “Syouzoku” as the ‘Kango’ on the tales of Konjyaku (今昔物語集), a representative literature in Heian late period.

キーワード：装束、装ぞき、今昔物語集、日本漢語

Key Word : Syouzoku, Syouzoki, the tales of Konjyaku, Sino-Japanese

- 0 はじめに
- 1 平安中期仮名文献の傾向
- 2 今昔物語集諸本の問題
- 3 名詞「装束(しやうぞく)」
- 4 準サ変動詞「装束+xし」
- 5 サ変動詞「装束し」
- 6 四段動詞「装ぞき」
- 7 四段動詞「装ぞかし」
- 8 おわりに

### 0 はじめに

今昔物語集におけるK入声音漢語の中から「装束」を取り上げて、その日本語化に際しての特徴的な受容を検討する。日本漢語の成立過程という観点で、すでに平安中期を中心とした仮名文献の使用状況を分析した経緯がある。<sup>2)</sup>それによれば、四段動詞連用形として認定されてきた「さうぞき」が上一段動詞「着る」と複合する場合の特異な例であること、また、連用形の類推から未然形「さうぞか」が現れた点等を指摘した。本稿では、漢字仮名混淆の文献である「今昔物語集」に対しても分析を施し、平安末期にも同じ傾向が見られることを確認する。

1 平安中期仮名文献の傾向

今昔物語集の分析に先立ち、漢語「装束」は、どのような受容と定着を経たか、平安中期における主要な仮名文献の傾向を簡条書きにしておく。

I 名詞「さうぞく」(「さうぞく」「しやうぞく」)

(イ) K入声音漢語の末子音処理は原則的に「ク」または「キ」である。

II サ変動詞「さうぞくせ」「さうぞくし」

(ロ) 動詞の用法としてはサ変動詞が一般的である。

III 四段動詞連用形「さうぞき」

(ハ) 「さうぞく+き(装束+着)」を内在的に意識している。

(ニ) その場合はカ行音が連続するために、音変化を起しやすい。

(ホ) さらに「さうぞ+き」という語形分析を可能にするようになる。

IV 四段動詞未然形「さうぞか」

(ヘ) 右の環境を受容しつつも、使役の助動詞を下接させるために、四段動詞連用形から類推した未然形「さうぞか+せ」が現れる。

四段動詞の連用形「さうぞき」が先んじて出現し、その活用上の類推から未然形に拡大したと推測できる。以下には、平安中期における主要仮名文献にあらわれるK入声音漢語「装束」の名詞用法・動詞用法等を「表A」「表B」「表C」にして掲げる。<sup>3)</sup>

【表A】

計	四段動詞 さうぞかし	四段動詞 さうぞけ	四段動詞 さうぞか	四段動詞 さうぞき	サ 変動詞	準サ 変動詞	名 詞	
31	0	0	0	8	4	6	13	枕 冊 子
13	0	0	0	5	0	0	8	紫 日 記
0	0	0	0	0	0	0	0	土 左 日 記
12	0	1	2	3	2	0	4	蜻 蛉 日 記
1	0	0	0	0	1	0	0	和 泉 式 部 日 記
6	0	0	0	1	0	0	5	更 級 日 記
63	0	1	2	17	7	6	30	計

【表B】

計	さうぞかし 四段動詞	さうぞけ 四段動詞	さうぞか 四段動詞	さうぞき 四段動詞	サ変動詞	準サ変動詞	名詞	
1	0	0	0	0	0	0	1	竹取物語
1	0	0	0	0	0	0	1	伊勢物語
4	0	0	0	0	0	0	4	大和物語
181	1	0	5	20	32	22	101	宇津保物語
39	0	0	1	11	2	2	23	落窪物語
2	0	0	0	2	0	0	0	堤中納言物語
90	0	0	0	8	5	12	65	源氏物語
23	0	0	1	0	5	0	17	大鏡
130	0	0	0	27	1	6	96	栄花物語
0	0	0	0	0	0	0	0	篁物語
0	0	0	0	0	0	0	0	平中物語
14	0	0	0	8	0	0	6	浜松中納言物語
17	0	0	0	1	0	0	16	夜の寝覚
10	0	0	0	0	0	2	8	狭衣物語
512	1	0	7	77	45	44	338	計

\* 「更級日記」には、定家卿勘付の旧記が存するが、そこに見出す名詞「装束」は対象としない。

\* 「大鏡」裏書は対象としない。

\* 「宇津保物語」には、他動詞四段連用形と思われる「清げにさうぞかし」という例が認められるが、他の類例「清げにさうぞかせて」の誤認と推測する。

【表C】

計	サ変動詞	準サ変動詞	名詞	
1	0	0	1	梅尾明恵上人遺訓
1	0	0	1	一遍上人語録
2	0	0	2	無名抄
1	0	0	1	和泉式部集
1	0	1	0	梁塵秘抄
29	1	1	27	歌合集
1	0	0	1	長秋詠藻
1	0	0	1	建礼門院右京大夫集
37	1	2	34	計

名詞「装束」の下に語句を挿入しつつ、サ変動詞が続く場合（準サ変動詞用法）があり、これをサ変動詞の用法に数えたとすれば、四段動詞用法と大差はない。枕冊子の場合、準サ変動詞用法が6例。これを合わせると、サ変動詞は10例となり、四段動詞「さうぞき」8例よりも多い。宇津保物語ではもともとサ変動詞例が多く、準サ変動詞例を合わせると54例になる。落窪物語や栄華物語のように、逆の場合もある。よって、平安中期の主要仮名文献において「動詞化する場合、「装束す」とサ変複合動詞の形をとる例は少なく、語末音を四段に活用させる用法が中古では一般的であった」という見解は当を得ているとは言えない。四段動詞「さうぞき」

「さうぞか」は、日本語史における漢語受容の過程を把握した上で、分析されなければならないだろう。

【表A】 ↓ 【準サ変】	6例	【サ変】	7例	【四段】	19例
【表B】 ↓ 【準サ変】	44例	【サ変】	32例	【四段】	84例
【表C】 ↓ 【準サ変】	2例	【サ変】	1例	【四段】	0例

\* 四段動詞は「さうぞき」「さうぞか」を合わせた数。已然形「さうぞけ」は除外。

## 2 今昔物語集諸本の問題

今昔物語集<sup>3)</sup>は全巻揃った古写本が存在していない。それゆえ、現存最古である鈴鹿本の存する巻には同本を用い、その存しない巻については東大本甲（紅梅文庫旧蔵本）、内閣文庫蔵本A（林家旧蔵本）、内閣文庫蔵本B（岡本保孝手校本）、実践女子大学蔵本（黒川春村旧蔵本）、カリフォルニア大学バークレー校アジア図書館蔵本（旧三井文庫本）等を用いることが一般的である。諸本の扱い等については、すでに日本古典文学大系26『今昔物語集「五」』の解説に言及があり、古本系統の伝存しない諸巻（11・23・26）には注意を必要とすることがわかる。その該当箇所にも「装束」関連語が見出される。そこで、「装束」関連語を含む諸巻について、古典大系本と新古典大系本の底本を一覧できる「表D」を掲げる。なお、巻18と21は欠巻である。

【表D】

巻	日本古典文学大系底本	新大系底本
05	鈴鹿本 (京都大学附属図書館蔵本)	鈴鹿本
16	東大本甲 (紅梅文庫旧蔵本)	東大本甲
17	鈴鹿本 (京都大学附属図書館蔵本)	鈴鹿本
19	東大本甲 (紅梅文庫旧蔵本)	東大本甲
20	実践女子大本 (黒川春村旧蔵本)	実践女子大本
22	東大本甲 (紅梅文庫旧蔵本)	東大本甲
23	東大本乙 (田村右京大夫旧蔵本)	静嘉堂文庫本
24	内閣文庫本A (林家旧蔵本)	旧三井文庫本
25	内閣文庫本A (林家旧蔵本)	東大本甲
26	内閣文庫本A (林家旧蔵本)	東大本甲
27	鈴鹿本 (京都大学附属図書館蔵本)	鈴鹿本
28	内閣文庫本A (林家旧蔵本)	蓬左文庫本
29	鈴鹿本 (京都大学附属図書館蔵本)	鈴鹿本
30	内閣文庫本A (林家旧蔵本)	蓬左文庫本
31	内閣文庫本A (林家旧蔵本)	蓬左文庫本

3 名詞形「装束 (しやうぞく)」

まず、名詞「装束」47例を掲げる。当該部分に仮名表記はなく、すべて漢字表記にしている。なお、JIS規格で表示できない漢字については、「**■**ト遣ニ」(たしかに)のごとく、部首と諧声府を分割する暫定的な方法によった。**■**と傍線が当該の方法であることを示している。用例番号は平安中期の主要仮名文献から通しとなっているが、わかりやすく七百番台から始めた。

701 子共、何ナラムト不思エズ。彼ノ本□家ニハ、夕暮方ヨリ不見ネバ、  
 「例ノ、何コニ這隠レタルニカ」ト思フニ、夜ニ入マデ不見ヌヲ**■**ト  
 西+心ム者モ有リ、「穴物狂ハシ、尋ネ申セ」ナド云フ程ニ、夜半ニモ  
 過ヌレバ、其ノ邊ヲ尋ヌルニモ无シ。「遠ク行ニケルカ、ト思ヘバ、装  
 束モ皆有リ、白衣ニテ失ニケリ」。如此ク騒グ程ニ、夜モ暁ヌ、可行キ  
 所々尋ヌルニ更ニ无シ。(今昔物語集・卷第十六・本朝付佛法、備中國  
 賀陽良藤、為狐夫得観音助語第十七、旧大系本三45701、新大系本三  
 51301)

\* 白小袖に指貫といった普段着で、表衣を着ないまま出かけた良藤の装束が残っている。

702 我が有ル所ニハ女一両ナム有ル。此クテ装束ナド解テ臥シヌ。前ノ  
 物ナド器量シク、酒ナド有レドモ、苦サニ悩シクテ不見入ズ。前ナル女  
 房ナド、皆物食ヒ酒ナド飲テ臥ヌメリ。我レ、妻夫ハ苦サニ不被寝デ、  
 物語ナドシテ哀ナル契ヲシテ、「此ル旅ノ空ニテ何ナルベキニカ、恠シ  
 ク心細ク思ユルカナ」ト云フ程ニ、夜漸ク深ク成ヌ。(今昔物語集・卷  
 第十六・本朝付佛法、従鎮西上人、依観音助通賊難持命語第廿、旧大系  
 本三46409、新大系本三52301)

\* 京に上る旅にあり、装束を解いて横になった。

703 其ノ日ハ暮ヌレバ、又ノ日、此ノ聖人達云ヒ合ス様、「此ク道心發シタル時ハ、狂フ様ニ何ニ盛ニ發タラバ、此ノ次ニ今少シ令發」トテ、兼テ若シ信ズル事モヤ有トテ、菩薩ノ装束ヲナム十具許令持タリケル。只笛・笙ナド吹ク人共ヲ少々雇タリケレバ、隠ノ方ニ遣シテ、菩薩ノ装束ヲ着セテ、「新發ノ出来シテ、道心ノ事共云フ程ニ、池ノ西ニ有ル山ノ後ヨリ笛・笙ナド吹テ、面白ク樂ヲ調ヘテ来レ」ト云ヒタレバ、樂ヲ調ヘテ漸ク来タルヲ、新發、「此ハ何ゾノ樂ゾ」ト恠シメバ、聖人達不知ズ兒ニテ、「何ゾノ樂ニカ有ラム。極樂ノ迎ヘナドノ来ルハ此様ニヤ聞ユラム。念佛唱ヘム」ト云テ、聖人達并ニ弟子共十人許、諸音ニ貴キ音ヲ以テ念佛ヲ唱フレバ、新發ヲ摺入テ貴ブ事无限シ。(今昔物語集・卷第十九・本朝付佛法、攝津守源満仲、出家語第四、旧大系本四-069-05、新大系本四-122-08)

\* 菩薩の扮装をする装束。迎講に使う面や衣装のこと。

704 其ノ日ハ暮ヌレバ、又ノ日、此ノ聖人達云ヒ合ス様、「此ク道心發シタル時ハ、狂フ様ニ何ニ盛ニタラバ、此ノ次ニ今少シ令發」トテ、兼テ若シ信ズル事モヤ有トテ、菩薩ノ装束ヲナム十具許令持タリケル。只笛・笙ナド吹ク人共ヲ少々雇タリケレバ、隠ノ方ニ遣シテ、菩薩ノ装束ヲ着セテ、「新發ノ出来シテ、道心ノ事共云フ程ニ、池ノ西ニ有ル山ノ後ヨリ笛・笙ナド吹テ、面白ク樂ヲ調ヘテ来レ」ト云ヒタレバ、樂ヲ調ヘテ漸ク来タルヲ、新發、「此ハ何ゾノ樂ゾ」ト恠シメバ、聖人達不知ズ兒ニテ、「何ゾノ樂ニカ有ラム。極樂ノ迎ヘナドノ来ルハ此様ニヤ聞ユラム。念佛唱ヘム」ト云テ、聖人達并ニ弟子共十人許、諸音ニ貴キ音ヲ以テ念佛ヲ唱フレバ、新發ヲ摺入テ貴ブ事无限シ。(今昔物語集・卷第十九・本朝付佛法、攝津守源満仲、出家語第四、旧大系本四-069-06、

新大系本四-122-09)

\* 菩薩の扮装をする装束。迎講に使う面や衣装のこと。「装束ヲ着セ」にも注目。

705 廻ニハ簾除屏風ヲ立タリ。浄氣ナル高麗端ノ疊三四帖許敷タリ。苦シケレバ装束解テ寄臥給タルニ、家主ノ男来テ、「御狩衣・指貫ナド炮干サム」ト云フテ、取テ入ヌ。(今昔物語集・卷第二十二・本朝、高藤内大臣語第七、旧大系本四-235-07、新大系本四-332-01)

\* 鷹狩りに出た高藤は雷雨に遭い、舍人一人を伴って、西の山辺の人家に雨宿りする。家主の設えた部屋にはいり、狩衣や指貫などの装束を解いて、寄りかかり横になっている。

706 而ル間、天皇世間ヲ拈御マシケル時ニ、此ノ大臣、内ニ參給タリケルニ、制ヲ破タル装束ノ、事ノ外ニ微妙クシテ參給タリケルヲ、天皇小櫛ヨリ御覽ジテ、御氣色系悪シク成セ給テ、忽ニ職事ヲ召テ仰セ給ヒケル様、「近来世間ニ過差ノ制蜜キ比、左ノ大臣ノ、一ノ大臣ト云フ乍ラ、美麗ノ装束、事外ニテ參タル、便无キ事也。速ニ可罷出キ由、十遣ニ仰セヨ」ト仰セ給ケレバ、綸言ヲ奉ハル職事ハ極テ恐リ思ヒケレドモ、十遣ニ仰セヨ」ト仰セ給ケレバ、綸言ヲ奉ハル職事ハ極テ恐リ思ヒケレドモ、十遣ニ仰セヨ」ト仰セ給ケレバ、綸言ヲ奉ハル職事ハ極テ恐リ思ヒケレドモ、ギ出給ヒニケリ。(今昔物語集・卷第二十二・本朝、時平大臣、取國經大納言妻語第八、旧大系本四-239-05、新大系本四-337-06)

\* 禁制を破った装束。この上なく美麗な様相の左大臣時平。

707 而ル間、天皇世間ヲ拈御マシケル時ニ、此ノ大臣、内ニ參給タリケルニ、制ヲ破タル装束ノ、事ノ外ニ微妙クシテ參給タリケルヲ、天皇小櫛ヨリ御覽ジテ、御氣色系悪シク成セ給テ、忽ニ職事ヲ召テ仰セ給ヒケル様、「近来世間ニ過差ノ制蜜キ比、左ノ大臣ノ、一ノ大臣ト云フ乍ラ、

美麗ノ装束、事外ニテ参タル、便无キ事也。速ニ可罷出キ由、トト遣ニ仰セヨ」ト仰セ給ケレバ、綸言ヲ奉ハル職事ハ極テ恐リ思ヒケレドモ、トトフ「然々ノ仰セ候フ」ト大臣ニ申ケレバ、大臣極テ驚キ畏マリテ怒ギ出給ヒニケリ。(今昔物語集・卷第二十二・本朝、時平大臣、取國經大納言妻語第八、旧大系本四-239-07、新大系本四-337-08)

\* 禁制を破った装束。この上なく美麗な様相の左大臣時平。

708 大納言ハ内ニ入テ装束解テ臥ヌ。極ジク酔ニケレバ目轉キ心地悪クテ、物モ不思テ寝入ニケリ。(今昔物語集・卷第二十二・本朝、時平大臣、取國經大納言妻語第八、旧大系本四-242-12、新大系本四-341-12)

\* 大納言國經が装束を解いて横になった様子。

709 今昔、小野宮ノ大臣ノ大饗行ヒ給ケルニ、九條大臣ハ尊者ニテナム参給ヘリケル。其御送物ニ得給タリケル女ノ装束ニ被副タリケル紅ノ打タル細長ヲ、心无カリケル前駆ノ取テ出ケルニ、取 $\square$ シテ遣水ニ落シ入タリケレバ、即チ迷テ取上テ打振ヒケレバ、水ハ走テ乾キニケリ。(今昔物語集・卷第二十四・本朝付世俗、小野宮大饗九條大臣、得打衣語第三、旧大系本四-280-01、新大系本四-386-10)

\* 裳・唐衣・袴一式になる女の装束。これに小桂の上に着る普段着である細長を添えた。

710 程モ久ク成ヌレバ、紫ノ薄様ニ歌ヲ書テ結ヒテ、同ジ色ノ薄様ニ裏テ、女ノ装束ヲ具シテ押出タリ。赤色ノ重ノ唐衣・地摺ノ裳・濃キ袴也、物ノ色極テ清ラニ微妙シ。(今昔物語集・卷第二十四・本朝付世俗、延喜御屏風伊勢御息所、讀和歌語第卅一、旧大系本四-324-12、新大系本四-443-07)

\* 伊勢御息所が使者の伊衡にかざけた裳・唐衣・袴一式になる女の装束。

束。最高級の美的形容である「清ラ」な色彩。

711 亦頼義モ其ノ音ヲ聞テ、祖ノ思ヒケル様ニ思テ、祖ニ此トモ不告シテ、未ダ装束モ不解テ丸寝ニテ有ケレバ、起ケルマヽニ祖ノ如クニ胡籠ヲ搔負テ、厩ナル關山様ニ、只獨リ追テ行ナリ。祖ハ「我が子必追テ来ラム」ト思ケリ、子ハ「我が祖ハ必追テ前御ヌラム」ト思テ、其レニ不後ト走ラセツヽ行ケル程ニ、川原過ニケレバ、雨モ止ミ空モ晴ニケレバ、弥ヨ走ラセテ追ヒ行程ニ、關山ニ行懸リヌ。(今昔物語集・卷第二十五・本朝付世俗、源頼信朝臣男頼義、射殺馬盗人語第十二、旧大系本四-393-17、新大系本四-528-07)

\* 装束を解かないまま、仮寝した。

712 「某ヨ」ト見ニ、目モ暗レ、心モ迷テ、「此ハ何ナル事ゾ」ト思テ搔寄タレバ、身モ皆水旱テ、胸ノ許ノ少シ煖タル。「先口ニ疾ク水ヲ入バヤ」ト思ヘドモ、遙ナル野中ナレバ、水モナシ。舍人男ニ「水求ヨ」ト許云懸テ、我ハ装束ヲ迷ヒ解テ、児ヲ懷ニ搔入テ、膚ニ宛テ、「佛助ケ給ヘ。此ガ命生給ヘ」ト、涙ノ不堪敢ヌヲ打巾ツヽ、児ノ顔ヲ見レバ、唇ノ色ハ无テ、眠リ入タル様ナルヲ、強ク抱キ、佛ヲ念ジ奉ル驗ニヤ、唇ノ色少シ出来ニタリト見程ニゾ、舍人男、帷ヲ脱テ水ニテ、息モ絶々ニ走り来ル。(今昔物語集・卷第二十六・本朝付宿報、陸奥国府宦大夫介子語第五、旧大系本四-422-17、新大系本五-023-02)

\* 装束を急いで解いた。

713 而ル間、生贄、舅ノ家ニ行テ、「門ヲ開ヨ」ト叫ケレ共、音モ不為ヲ、「只開ヨ、ヨモ悪事不有。不開ハ中々悪キ事有ナム」ト、「疾ク開ヨ」ト、門ヲ踏立レバ、舅出来テ、娘ヲ呼出シテ、「此ハ極キ神ニモ増タリケル人ニコソ有ケレ。若我子ヲバ悪トヤ思フラム。」「和君、門ヲ開テ云

誘へヨ」トイヘバ、妻、怖シ乍ラ、喜シク思テ、門ヲ細目ニ開タレバ、押開ルニ、妻立レバ、「疾ク入テ、其装束取テ得サセヨ」ト云ヘバ、妻即返入テ、狩衣・袴・烏帽子ナド取出タレバ、猿共ヲバ家戸ノ許ニ強ク結付テ、戸口ニテ装束シテ、弓・胡録ノ有ケルヲ乞出テ、其ヲ負テ、舅ヲ呼出テ云ク、「此ヲ神ト云テ、年毎二人ヲ食セケル事、糸奇異キ事也。此ハ猿丸ト云テ、人ノ家ニモ繫テ飼バ、被飼テ人ニノミ被<sup>■</sup>ヲ十妻テ有者ヲ、案内モ不知シテ、此二年來生タル人ヲ食セツラム事、極テ愚也。己ガ此ニ侍ラム限ハ此ニ被<sup>■</sup>ヲ十妻ル事有マジ。只己ニ任セテ見給へ」ト云テ、猿ノ耳ヲ痛ク摘バ、念ジ居タル程、糸可咲。(今昔物語集・卷第二十六・本朝付宿報、飛弾国猿神、止生賢語第八、旧大系本四-437-14、新大系本五-042-01)

\* 猿神の生贄に差し出された男が、逆に猿神らを捕らえて戻り、妻と  
なった女に狩衣・袴・烏帽子などの装束を整えさせる。特に美しく着  
飾る様子ではない。

714 此テ、五位、一月許有ニ、万ヅ樂キ事无限。然テ上ケルニ、假・納ノ装束数下調ヘテ渡シケリ。亦、綾・絹・綿ナド皮子数ニ入テ取セタリケリ。前ノ衣直ナドハ然也。亦吉馬ニ鞍置テ、牛ナド加ヘテ取セケレバ、皆得富テ上ニケリ。(今昔物語集・卷第二十六・本朝付宿報、利仁將軍若時從京敦賀將行五位語第十七、旧大系本四-463-01、新大系本五-074)

\* けおさめの装束。普段着と晴れの装束を何揃いも整えて渡した。

715 被飾テ否不歩バ、此ノ主人ノ男來テ、手ヲ取テ、菴ノ内ニ引入テ、装束モ解セツ。十月許ノ事ナレバ、「寒ク御マサム」ト云テ、綿厚キ宿直物ノ衣持來テ、打着セタリ。(今昔物語集・卷第二十六・本朝付宿報、觀硯聖人、在俗時值盜人語第十八、旧大系本四-464-13、新大系本五-077-04)

\* 盗人頭領らしき者が在俗にあった観硯の装束を解かせて寛がせた。

716 今昔、圓融院ノ天皇、位去セ給テ後、御子ノ日ノ逍遙ノ為ニ、船岳ト云フ所ニ出サセ給ケルニ、堀川ノ院ヨリ出サセ給テ、二条ヨリ西ヘ大宮マデ、大宮ヨリ上ニ御マシケルニ、物見車所无ク立重タリ。上達部・殿上人ノ仕レル装束、書ムニモ可書盡クモ非ズ。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、圓融院御子日參會称吉忠語第三、旧大系本五-056-15、新大系本五-192-04)

\* 上達部や殿上人の着飾り申しあげた装束が華美なこと、書き尽くす  
ことができないほど。

717 今昔、誰トハ、聞<sup>■</sup>ヲ十心ケレバ不書ズ、或殿上人ノ家ニ止事无キ名僧忍テ通ヒケルヲ、男然モ不知デ過ケル程ニ、三月ノ井日餘リノ程ニ、其ノ人内ヘ参ニケリ。其ノ間ニ名僧、其ノ家ニ入り居テ、装束ヲ脱テ、シタリ顔翔ケルニ、女房其ノ脱タル装束ヲ取テ、男ノ装束共懸タル棹ニ交テ懸テケリ。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、或殿上人忍名僧通語第十二、旧大系本五-076-04、新大系本五-217-08)

\* ある名僧が装束を脱いで、得意そうな顔つきで振る舞っていた。

718 今昔、誰トハ、聞<sup>■</sup>ヲ十心ケレバ不書ズ、或殿上人ノ家ニ止事无キ名僧忍テ通ヒケルヲ、男然モ不知デ過ケル程ニ、三月ノ井日餘リノ程ニ、其ノ人内ヘ参ニケリ。其ノ間ニ名僧、其ノ家ニ入り居テ、装束ヲ脱テ、シタリ顔翔ケルニ、女房其ノ脱タル装束ヲ取テ、男ノ装束共懸タル棹ニ交テ懸テケリ。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、或殿上人忍名僧通語第十二、旧大系本五-076-05、新大系本五-217-09)

\* その名僧が脱いだ装束を、女房は主の殿上人の装束をかける棹に掛  
け交えた。



719 今昔、誰トハ、聞<sup>イ</sup>十<sup>イ</sup>心ケレバ不書ズ、或殿上人ノ家ニ止事  
无キ名僧忍テ通ヒケルヲ、男然モ不知デ過ケル程ニ、三月ノ廿日餘リノ  
程ニ、其ノ人内ヘ参ニケリ。其ノ間ニ名僧、其ノ家ニ入り居テ、装束ヲ  
脱テ、シタリ顔翔ケルニ、女房其ノ脱タル装束ヲ取テ、男ノ装束共懸タ  
ル棹ニ交テ懸テケリ。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、或殿上  
人家忍名僧通語第十一、旧大系本五-07605、新大系本五-217-09)

\* その名僧が脱いだ装束を、女房は主の殿上人の装束をかける棹に掛  
け交えた。

720 今昔、阿蘇ノ□ト云フ史有ケリ、長ゾ短也ケレドモ、魂ハ極キ盗人  
ニテゾ有ケル。家ハ西ノ京ニ有ケレバ、公事有テ内ニ参テ、夜深更テ家  
ニ返ケルニ、東ノ中ノ御門ヨリ出テ、車ニ乗テ大宮トニ遣セテ行ケルニ、  
着タル装束ヲ皆解テ、片端ヨリ皆帖テ、車ノ疊ノ下ニ直ク置テ、其ノ上  
ニ疊ヲ敷テ、史ハ冠ヲシ襪許ヲ履テ、裸ニ成テ車ノ内ニ居タリ。(今昔  
物語集・卷第二十八・本朝付世俗、阿蘇史、値盗人謀遁語第十六、旧大  
系本五-080-11、新大系本五-223-03)

\* 着ていた装束をみな解いて、片端から畳んで敷物の下に端正に置  
いた。

721 然テ、一条ヨリ西様ニ遣セテ行クニ、美福門ノ程ヲ過ル間ニ、盗人  
傍ヨリハラハト出来ヌ。車ノ轆ニ付テ、牛飼童ヲ打テバ、童ハ牛ヲ弃  
テ逃ヌ。車ノ後ニ雑色ニ三人有ケルモ皆逃テ去ニケリ。盗人寄来テ、車  
ノ簾ヲ引開テ見ルニ、裸ニテ史居タレバ、盗人奇異ト思テ、「此ハ何カ  
ニ」ト問ヘバ、史、「東ノ大宮ニテ如此也ツル君達寄来テ、己ガ装束ヲ  
バ皆召シツ」ト笏ヲ取テ、吉キ人ニ物申ス様ニ畏マリテ答ツケレバ、盗  
人咲テ弃テ去ニケリ。其ノ後、史音ヲ拳テ牛飼童ヲモ呼ケレバ、皆出来  
ニケリ。其ヨリナム家ニ返ニケル。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付

世俗、阿蘇史、値盗人謀遁語第十六、旧大系本五-080-16、新大系本五-  
223-10)

\* 東の大宮で、あなた方のような公達(=盗人を見立てる比喻)が寄っ  
てきて、私の装束をみな召し上げてしまった。

722 然テ妻ニ此ノ由ヲ語ケレバ、妻ノ云ク、「其ゾ盗人ニモ増タリケル  
心ニテ御ケル」ト云テゾ咲ケル。實ニ糸怖キ心也。装束ヲ皆解テ隠シ置  
テ、然カ云ハムト思ケル心バセ、更ニ人ノ可思寄キ事ニ非ズ。此ノ史ハ  
極タル物云ニテナム有ケレバ、此モ云フ也ケリトナム語り傳ヘタルト也。  
(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、阿蘇史、値盗人謀遁語第十六、  
旧大系本五-081-03、新大系本五-223-14)

\* 着ていた装束をみな解いて、畳んで敷物の下に隠し置き、盗人に平  
然と物申す心ばえは、尋常の人が思いもつかないことである。

723 辛クシテ起テ沓ヲモ不履ズ、□ニテ走り去テ、染殿ノ東ノ門ヨリ走  
リ出テ、北様ニ走テ、一条ヨリ西へ、西ノ東院マデ走テ、其ヨリ南へ洞  
院下ニ走テゾ、家ハ土御門、西ノ洞院ニ有ケレバ、家ニ走テ入タリケル  
ヲ、家ノ妻子共、「此ハ何ナル事ノ有ツルゾ」ト問ヘドモ、露、物モ不  
云ズ、装束ヲモ不履ズ、着乍ラ<sup>イ</sup>十<sup>イ</sup>ニ臥ニケリ。(今昔物語集・卷  
第二十八・本朝付世俗、山城介三善春家、恐蛇語第三十二、旧大系本五-  
106-12、新大系本五-256-14)

\* 烏蛇に驚愕した春家は、顔色をなくして家に駆け込み、装束をも解  
かず、着たままで俯してしまった。

724 人奇テ問ヘドモ、答フル事无シ。装束ヲバ、人奇テ丸バス丸バス解  
キツ。物モ不履ズ様ニテ臥タレバ、湯ヲ口ニ入ルレドモ、齒ヲヒシト咋  
合セテ不入レズ、身ヲ搜レバ、火ノ様ニ温タリ。(今昔物語集・卷第

二十八・本朝付世俗、介三善春家、恐蛇語第三十二、旧大系本五106・  
4、新大系本五257・02)

\* 春家の装束を、人が寄って転がしながら解いた。

725 殿上人ハ大臣屋ノ中ノ間ヲ分テ、左ハ南、右ハ北ニ別レテ、皆ノ着

並ヌ。藏人所ノ衆・瀧口モ皆別レテ、庭ニ艶又装束共ニテ左右ニ居ヌ。

(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、右近馬場殿上人種合語第  
三十五、旧大系本五111・11、新大系本五26305)

\* 種合わせの遊びをするにあたり、藏人所の衆や瀧口の武士までも、  
すばらしい装束で、庭に左右分かれていた。

726 亦員着座ニ居ヌレバ、既ニ合スルニ、互ニ勝負有ル間、言ヲ盡シ、

論ズル事共多カリ。半許ニ成ル程ニ、左ノ方ヨリ近衛舍人下野ノ公忠ガ  
盛ノ御隨身ニテ有ケル時ニ、左ノ競馬ノ装束ノ微妙キヲ着セテ、艶又馬

ニ微妙キ平文ノ移ヲ置テ、其レニ乗セテ、方屋ノ南ヨリ馬場ニ打出タリ。

實ニ諸ノ人此レヲ見ルニ、尤モ興有リ。(今昔物語集・卷第二十八・本  
朝付世俗、右近馬場殿上人種合語第三十五、旧大系本五112・01、新大  
系本五26315)

\* 種合わせの半ば過ぎ、御隨身公忠が競馬に着る左方の装束をすばら  
しく整えて。

727 埒ノ内ニ打廻テ、鞭ヲ取り直シテ立タテル程ニ、右ノ方屋ヨリ打出

タル者有リ。見レバ、老法師ノ極氣ナル□タル冠ヲセサセテ、狗ノ耳垂  
タル様ナル老懸ヲセサセテ、右ノ競馬ノ装束ノ舊ク弊キヲセサセテ、枯

鮭ヲ大刀ニ帯ケテ、装束ヲモ片喞下腰ニセサセテ、袴ハ踏合セテ、  
十百■示十各モ猿樂ノ様ナルヲ、女牛ニ結鞍ト云物ヲ置テ、其レニ乗セ

テ出シタリ。公忠此ヲ見テ、大キニ嘖テ、「由シ无キ殿原ノ宣フ事ニ付

テ、此ル耻ヲ見ツル」ト云テ、弃テ打入ヌ。其ノ時ニ右ノ方ニ、公忠ガ

嘖テ入ルヲ見テ、手ヲ扣テ咲ヒ合タル事无限シ。相撲ノ負テ入ルヲ咲フ  
ガ如シ。咲フト等ク、右ノ方ニ、乱聲ヲ發シテ、落蹲ノ樂ヲシテ、落蹲

ノ舞ヲ出ス。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、右近馬場殿上人  
種合語第三十五、旧大系本五11206、新大系本五26403)

\* 左方の公忠に対して、右方の競馬の装束で、古くて見栄えのしない  
装束を老法師にさせる。しかも、中途半端に歪め、腰からずり落ちる  
ように着せている。

728 本ヨリ勝負ノ舞可有キ支度ニテ、左ニモ陵王ノ舞ヲ儲タリケレドモ、

未ダ事不畢ヌニ、此ク落蹲ヲ出セバ、左ニハ、「此ハ何為ル事ゾ」ナド  
ニ合タルニ、關白殿忍テ、女車ノ様ニテ御覽ジケルニ、此ク落蹲ノ出ル

ヲ「奇恠也」ト思食テ、忽ニ人ヲ召テ、「其ノ落蹲ノ舞人、  
搦メヨ」ト高ク仰セ給フ時ニ、落蹲ノ舞人踊テ入ヌ。然テ装束モ不解ズ

シテ、逃テ迷テ馬ニ乗テ、西ノ大宮下ニ、馳テ行ケリ。其ノ舞人ハ多ノ  
好茂也。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、右近馬場殿上人種合  
語第三十五、旧大系本五11214、新大系本五26413)

\* 茶化した装束で競べ勝ったつもりの方は、落蹲の樂と舞を出した。  
これを忍んで見ていた關白は理不尽に思い、落蹲の舞人を捕縛させよ  
うと仰せた。舞人の好茂は驚いて、装束も解かずに逃げていった。

729 此様ニシツ、一二日有ル程ニ、女、男ニ、「物ナドヘ可行キ所ヤ有  
ル」ト問ヘバ、男、「白地ニ知タル人ノ許ニ行テ可云キ事コソ侍レ」ト

答フレバ、女、「然ラバ疾ク御セ」ト云テ、暫居タル程ニ、吉キ馬ニ尋  
常ノ鞍置テ、水旱装束ナル雑色三人許、舍人ト具シテ将来タリ。然テ其

ノ居タル後ニ、壺屋立タル所ノ有ケルヨリ、着マ欲キ程ノ装束ヲ取出シ  
テ着セケレバ、男其レヲ打着テ、其ノ馬ニ這乗テ、其ノ従者共ヲ具シテ

行ケルニ、其ノ男共心ニ叶ヒ仕ヒ吉キ事无限シ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、不被知人女盗人語第三、旧大系本五・13907、新大系本五・294-04)

\* まずまず着たいと思うような装束を取り出して。

730 男、女ノ家ノ有様ヲ見ルニ、可有カシク吉ク造タル家ニ住付テ、糸賑シ氣也。女房長シキ若キ、取加ヘテ七八人許有リ。皆着物ナド目安クテ着タリ。半物ナドモ若ヤカニ勇ミ寵カナル数有リ。亦何クヨリ物ハ持来ルトモ不見エネドモ、我ガ装束・小舎人童ナドノ着物ナド糸吉クテ有セケリ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、隠世人聳成□□□語第四、旧大系本五・14303、新大系本五・329-10)

\* どこから持ってきたのかわからないが、私(男)の装束、小舎人童の着物など、とても良いものであった。

731 暫許有テ檢非違使出来タルヲ見レバ、前ニハ然モ不見エザリツルニ、袴ノ裾ノ、初ヨリハ複ヨカ也ケレバ、異檢非違使共皆目ヲ付テ恠シト思ケルニ、初メ此ノ檢非違使ノ、家ヘ未ダ不入ザリケル時ニ、其ノ調度懸ノ男ノ、此ノ家ヨリ出来テ、出来テ主ノ檢非違使ト私語ツルヲ恠シト思ルニ合セテ、此ク檢非違使ノ袴ノ複ラカナレバ、異檢非違使共ノ云ヒ合セテ云フ様、「此レハ極ク心不得ヌ事也。此ノ事不見顯ズハ、我等ガ為ノ耻也。此テハ否不止ジ。構ヘテ此ノ檢非違使ノ装束解セテ見ム」ト謀テ、「此ノ捕ヘタル盗人ヲ川原ニ将行テ問ハム」ト云合セテ、屏風ノ裏ト云フ所ニ将行ヌ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、檢非違使盜系被見顯語第十五、旧大系本五・164-16、新大系本五・329-06)

\* 盗人を捕縛した後、檢非違使の一人が再捜索にはいつて出てくると、その袴の裾がふっくらとして何やら隠し持っている様子。そこで、その装束を解かせてみようとの他の檢非違使たちは企てた。

732 其ニテ盗人ヲ問テ後、可返キニ、川原ニテ、「去来我等熱キニ水浴ム」ト一人ノ檢非違使ノ云ケレバ、異檢非違使共ハ、「糸吉キ事也」ト云テ、皆馬ヨリ下テ装束ヲ只解ニ解ケルニ、此ノ袴複ラカシタル檢非違使、此レヲ見テ、「此レ、更ニ不有マジキ事也、糸便无シ。輕々ニ、何ナル檢非違使カ、川原ニテ水ハ浴ム。馬飼フ童部ナド□様ニ、穴異様」ト云テ、我ガ装束ヲ解セムト謀ルヲバ不知デ、只ズロヒニスズロヒテ腹立ツ氣色ヲ、異檢非違使共見ツ、目ヲ咋セツ、己等ガ装束ヲバ只解ニ解セツ。此レガ腹立テ不解ヌヲモ、アヤ■ヲ十西十心立ツ様ニテ、只解ニ解セツ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、檢非違使盜系被見顯語第十五、旧大系本五・165-02、新大系本五・329-11)

\* 盗人を川原にて詮議した後、他の檢非違使たちは水浴びしようとの誘いをかける。みな下馬し、装束を解きに解こうとする。

733 其ニテ盗人ヲ問テ後、可返キニ、川原ニテ、「去来我等熱キニ水浴ム」ト一人ノ檢非違使ノ云ケレバ、異檢非違使共ハ、「糸吉キ事也」ト云テ、皆馬ヨリ下テ装束ヲ只解ニ解ケルニ、此ノ袴複ラカシタル檢非違使、此レヲ見テ、「此レ、更ニ不有マジキ事也、糸便无シ。輕々ニ、何ナル檢非違使カ、川原ニテ水ハ浴ム。馬飼フ童部ナド□様ニ、穴異様」ト云テ、我ガ装束ヲ解セムト謀ルヲバ不知デ、只ズロヒニスズロヒテ腹立ツ氣色ヲ、異檢非違使共見ツ、目ヲ咋セツ、己等ガ装束ヲバ只解ニ解セツ。此レガ腹立テ不解ヌヲモ、アヤ■ヲ十西十心立ツ様ニテ、只解ニ解セツ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、檢非違使盜系被見顯語第十五、旧大系本五・165-04、新大系本五・329-13)

\* その袴の裾がふっくらとした檢非違使は水浴びしようとの誘いに応じない。

734 其ニテ盗人ヲ問テ後、可返キニ、川原ニテ、「去来我等熱キニ水浴

ム」ト一人ノ檢非違使ノ云ケレバ、異檢非違使共ハ、「糸吉キ事也」ト云テ、皆馬ヨリ下テ裝束ヲ只解ニ解ケルニ、此ノ袴複ラカシタル檢非違使、此レヲ見テ、「此レ、更ニ不有マジキ事也、糸便无シ。軽々ニ、何ナル檢非違使カ、川原ニテ水ハ浴ム。馬飼フ童部ナド□様ニ、穴異様」ト云テ、我が裝束ヲ解セムト謀ルヲバ不知デ、只スゞロヒニスゞロヒテ腹立ツ氣色ヲ、異檢非違使共見ツ、目ヲ咋セツ、己等ガ裝束ヲバ只解ニ解セツ。此レガ腹立テ不解ヌヲモ、アヤ■ヲ十西十心立ツ様ニテ、只解ニ解セツ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、檢非違使盜系被見顯語第十五、旧大系本五165-05、新大系本五329-14)

\* 他の檢非違使たちは水浴びのため、ひたすら装束を解きに解いてしまった。その勢いで、例の袴がふっくらとした檢非違使も装束をすっかり解きに解かせてしまう。

735 然テ□看ノ長ヲ呼テ、「此ノ殿原ノ裝束共一具ヅ、淨キ所ニ取り置ケ」ト云ケレバ、□看ノ長寄テ、先ヅ此ノ袴複ラミノ檢非違使ノ裝束ヲ、莱草ノ上ニ置ク程ニ、袴ノ扶ヨリ白キ糸ノ頭ヲ紙シテ被裏タル二三十許、フタ々ト落シタリ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、檢非違使盜系被見顯語第十五、旧大系本五165-07、新大系本五329-16)

\* 檢非違使たちの装束を、一揃いずつ清浄な場所へ移動させようと言つ。

736 然テ□看ノ長ヲ呼テ、「此ノ殿原ノ裝束共一具ヅ、淨キ所ニ取り置ケ」ト云ケレバ、□看ノ長寄テ、先ヅ此ノ袴複ラミノ檢非違使ノ裝束ヲ、莱草ノ上ニ置ク程ニ、袴ノ扶ヨリ白キ糸ノ頭ヲ紙シテ被裏タル二三十許、フタ々ト落シタリ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、檢非違使盜系被見顯語第十五、旧大系本五165-08、新大系本五330-01)

\* 袴の裾がふっくらとした檢非違使の装束を、芝の上に置こうとした

ところ、白糸が二三十こぼれ落ちた。

737 檢非違使共此レヲ見テ、「彼レハ何ゾ何ゾ」ト集テ、目ヲ咋セテ噲リ問ヘバ、此ノ袴複ラマシキ檢非違使、顔ノ色ハ朽シ藍ノ様ニ成テ、我レニモ非ヌ氣色シテ立テリ。異檢非違使共、然コソアヤ■ヲ十西十心立ツレドモ、見ルニ糸惜カリケレバ、裝束共ヲ取テ忽ギ着テ、馬ニ乗テ思々ニ馳散シテ逃テ去ニケレバ、此ノ袴複ラマシキ檢非違使一人胸病タル者ノ顔ツキシテ、我レニモ非デ裝束打シテゾ馬ニ乗テ馬ニ被任□返ニケル。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、檢非違使盜系被見顯語第十五、旧大系本五165-11、新大系本五330-05)

\* 他の檢非違使たちは解いた装束どもを着急ぎ、馬で散り散りに去っていた。

738 然テ醫師ニ吉キ馬・裝束・米ナド員不知ズ取セテ返シ上ストテ、子ノ左衛門ノ尉ヲ呼テ蜜ニ云ク、「我が瘡ハ疵ニテ有ケレバ、兎干ヲコソ付テケレ」ト世ニ弘ゴリテ聞エナムトス。公モ我レヲバ憑モシキ者ニ思シ食テ、夷乱レタリトテ陸奥ノ國ヘモ遣サムトスナリ。其レニ、『其人ニコソ被射ニケレ』ト聞エムハ極キ事ニハ非ズヤ。然レバ此ノ醫師ヲ構ヘテ失ナヒテムト思フヲ、今日京ヘ上セムニ、行會テ射殺セ」ト云ケレバ、左衛門ノ尉、「糸安キ事ニ候フ。罷上ラムヲ山ニ罷會テ、強盜ヲ造テ射殺シ候ヒナム。然レバタサリ懸テ出シ立サセ可給キ也」ト云ヘバ、守、「然ナ、リ」トテ、左衛門ノ尉、「其ノ構ヘ仕ラム」トテ忽ギ出ヌ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、丹波守平貞盛、取兎干語第卅五、旧大系本五180-01、新大系本五329-11)

\* 貞盛の瘡を治療した醫師に、良き馬・装束・米など、数え切れないほど取らせた。

739 其ノ後、平中装束ヲ解テ待臥タルニ、障子ノ懸金懸ル音ハ聞エツルニ、「今ハ来ム」ト思フニ、足音ノ奥様ニ聞エテ、来ル音モ不為デ良久ク成ヌレバ、恠サニ起テ、其ノ障子ノ許ニ行テ搜レバ、障子ノ懸金ハ有り。引ケバ彼方ヨリ懸テ入ニケル也ケリ。(今昔物語集・卷第三十・本朝付雜事、平定文、假借本院侍從語第一、旧大系本五・213-12、新大系本五・394-03)

\* 忍んだ先の女に逃げられたことも知らず、平中は装束を解いて横になりつつ待っていた。

740 其後、其ノ知識ノ物多ク残タリケレバ、聖人其ヲ以テ本トシテ、亦人ヲ催シ、其ノ村ヲ人ノ与力ヲ憑テ、大キニ法會ヲ儲テ供養シケリ。其ノ講師ニハ□□ト云フ人ヲナム請ジタリケル。請僧ハ四色ヲ調テ、百僧ヲ請ジタリ。大寺山・三井寺ノ止事无キ名僧ヲ皆盡シタリ。唐・高麗ノ舞人・樂人等皆唐ノ装束ヲ用ケル。京中ノ上中下ノ人皆、物ヲ加フ。舞臺・樂屋・僧ノ幄ナドシ、皆微妙クシ立テ、大鼓ニツツ莊リテ立タリ。其ノ日ニ成テ京中ノ上中下ノ人皆来テ聴聞ス。(今昔物語集・卷第三十・一・本朝付雜事、鳥羽郷聖人等、造大橋供養語第一、旧大系本五・250-11、新大系本五・441-04)

\* 唐樂や高麗樂の舞人・樂人はみな唐綾・唐絹などで作った装束を用いた。

741 女房ノ局共ニ屏風・几帳・疊ナド□□タル事宮原ノ有様ニ不劣ズ、時・折節ニ随テ、衣ハ調ヘ重ネテ着セ替ケリ。姫君達ノ装束ハタラ綾織ヲ撰ツ、織セ物シヲ尋ネ語ヒテ染サセケレバ、織綾様・物ノ色、手ニ移ル許、目モ曜キテゾ見エケル。物食スルニハ、各臺一具ニ銀ノ器ドモニテナム備ヘケル。侍ニハ落ブレタル尊ノ子共ノ為方无ク不合ナルヲ語ヒ将来テ、様々ニ装ゾカシテ仕ハセケリ。(今昔物語集・卷第三十一・本

朝付雜事、大藏史生宗岡高助、傳娘語第五、旧大系本五・254-17、新大系本五・40-14)

\* 仕える女房や子どももの着飾りも宮様方に劣らず、まして高助の姫君たちの装束は綾織りを特に選んで織らせ染め付けたもので、目にも眩い。

平安中期の主要仮名文献では、「装束」は基本的に「装い飾ること」を意味する。人の服装や飾りばかりではなく、牛車や楽器を使用できるように整える場合にも使われる。今昔物語集においても原則同様である。天皇の禁制を破った服装を描く706・707は、この上なく美しい左大臣時平の様子を指して名詞「装束」を使っている。種合わせに参加した人々の装束を語る725・726も華美な服装を指す。709・710の「女の装束」も同様に華美な服装である。しかし、必ずしも華美な場合だけでなく、服装一般を指して使う場合が登場している。701・702・705・711~713・715・717~724・729・731~737・739の諸例は、環境や身分に応じた服装をしており、取り分けて着飾ったものではない。ここで、注目すべきは714「假・納ノ装束」である。普段着「けのしやうぞく」と晴の「おさめのしやうぞく」を合わせた表現になっている。これは、二つの修飾を受ける形になっており、一般的な服装という意味で「装束」が使われていることを示す。

名詞形「装束」には、この他「水干装束」「白装束」「旅装束」などの複合語もある。神事や仏事に着用する「白装束」の場合には、威儀整えた正式の装束と言えるが、「水干装束」「旅装束」は華美な服装と言いがたい。

742 今昔、陸奥國ニ、真髮ノ成村ト云老ノ相撲人有ケリ、真髮為村ガ父、此ノ有ル経則ガ祖父也。其ノ成村ガ相撲節有ケル年、国々ノ相撲共上リ集テ、相撲ノ節待ケル程ニ、朱雀門ニ行冷ケルニ、各宿所ニ返ナムトテ

遊ビ行ニ、歩ヨリ東様ニ二条ヲ行テ美福ヲ下リニ烈走テ行ケルニ、大學寮東ノ門ヲ過ムト為ケルヲ、大學ノ衆共數門ニ出テ冷立リケルニ、此ノ相撲共ノ過ムト為ルガ、皆、水干装束ニテ純ヲ解テ、押入烏帽子共ニテ、打群テ過ルヲ、此ノ衆共不安思テ、此ヲ不過トテ「鳴高シ。鳴制セム」ト云テ、大路ニ立塞ガリテ不通リケレバ、ノマ、此ク止事无キ所ノ衆共ノ為ル事ナレバ、破テモ難通リテ有ケルニ、此ノ衆ノ中ニ長短ヤカ也ケル男ノ冠・表衣ナド異衆共ヨリ少シ宜キガ、勝レテ、立出テ制スル有ケリ。此ノ成村、見ツメテケレバ、「去来々々返ナム」ト云、本ノ朱雀門ニ返ヌ。(今昔物語集・卷第二十三・本朝、大學衆、試相撲人成村語第廿、旧大系本四-261-15、新大系本四-366-03)

\* 水干は狩衣を簡素化したもので、平安末期までは庶民が常用した機能的な粗製の服であったが、武家の晴れ着として地質や製法ともに華麗になってゆく。袖付けや身ごろの縫い合わせを菊花形の菊綴じで飾った。後には、公家の服制にも採用される。装束の構成は、烏帽子・水干・袴(水干上下の袴、または小袴)・単衣・扇・沓(または緒太)からなる。眞髮成村の身分から考えて、本来の簡素な水干装束であろう。それをさらに着崩した様子がかがえる。

743 此様ニシツ、二三日有ル程ニ、女、男ニ、「物ナドへ可行キ所ヤ有ル」ト問ヘバ、男、「白地ニ知タル人ノ許ニ行テ可云キ事コソ侍レ」ト答フレバ、女、「然ラバ疾ク御セ」ト云テ、暫居タル程ニ、吉キ馬ニ尋常ノ鞍置テ、水旱装束ナル雑色三人許、舍人ト具シテ将来タリ。然テ其ノ居タル後ニ、壺屋立タル所ノ有ケルヨリ、着マ欲キ程ノ装束ヲ取出シテ着セケレバ、男其レヲ打着テ、其ノ馬ニ這乗テ、其ノ從者共ヲ具シテ行ケルニ、其ノ男共心ニ叶ヒ仕ヒ吉キ事无限シ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、不被知人女盗人語第三、旧大系本五-139-06、新大系本五-294-02)

\* 「雑色三人許」の装束であるからには、ここも簡素な水干装束を指す。

744 即チ火ヲ燃シテ屋ノ上ニ登セ、板敷ノ下ヲ□ス。暫許有テ天井ヨリ侍際ノ者ノ水旱装束ナルヲ捕ヘテ引出シテ将来タリ。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、民部大夫則助家来盗人、告殺害人語第十三、旧大系本五-162-05、新大系本五-325-14)

\* 「侍際ノ者」の装束であるから、ここも簡素な水干装束を指す。

745 日ノ高ク成ヌレバ、馬□テ忽ギ行クニ、此ノ白装束ノ男共ノ馬ニ乗タル、或ハヒタ黒ナル田樂ヲ腹ニ結付テ、程ヨリ肘ヲ取出シテ、左右ノ手ニ桴ヲ持タリ。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、近江國矢馳郡司堂供養田樂語第七、旧大系本五-070-04、新大系本五-209-10)

\* 白装束は神事や仏事の時に着る。

746 而ル間、此ノ常陸ノ守、任華テ上レバ、智モ同ジク上ボル道スガラ、破无ク思フ程ニ、既ニ粟津ニ着テ、日次悪シトテ二三日居ルニ、中々年来ヨリモ不審キ事无限シ。京ニ入ル日、晝ハ見苦シトテ、日暮ラシテゾ入ケル。京ニ入ヤ遅キト、妻ヲバ父ノ常陸ノ守ノ家ニ送テ、我ハ旅装束乍ラ六ノ宮ニ忽ギ行キ見レバ、築地顔乍モ有シニ、皆小屋居ニケリ。(今昔物語集、卷第十九、本朝付佛法、六宮姫君夫出家語第五、旧大系本四-072-03、新大系本四-126-06)

\* 京に戻り、旅装束も解かぬままに捨てた六宮姫を訪ねゆく。

747 「我レ、由无ク本ノ妻ヲ去ケリ。京ニ返リ上ラムマ、ニ、ヤガテ行テ棲ム」ト思ヒ取テケレバ、上ルヤ遅キト妻ヲバ家ニ遣テ、男ハ旅装束乍ラ彼ノ本ノ妻ノ許ニ行ヌ。家ノ門ハ開タレバ、這入テ見レバ、有シ様

ニモ无ク、家モ奇異ク荒テ、人住タル氣色モ无シ。此レヲ見ルニ、弥ヨ物哀レニテ心細キ事无限シ。九月ノ中ノ十日許ノ事ナレバ、月モ極ク明シ。夜冷ニテ哀レニ心苦シキ程也。(今昔物語集、卷第二十七・本朝付靈鬼、人妻、死後、會舊夫語第卅四、旧大系本四・511-05、新大系本五・136-06)

\* 京に戻り、旅装束も解かぬままに、捨てた前妻を訪ねゆく。

#### 4 準サ変動詞「装束+x+し」

また、名詞用法とはしているが、平安中期の諸文献でも散見された準サ変動詞用法(「さうぞく+挿入語句+x+し」など)ともいべき諸例がある。この後に掲出するサ変動詞6例と考え合わせれば、名詞「装束」を動詞化する場合は、サ変動詞を用いることが常套的な方法と認められる点、明らかである。また、同種の用例が平安中期の仮名文献にも見られたこと、すでに指摘済みである。

748 其時ニ、光ノ大臣ト云フ人有リ、深草ノ天皇ノ御子也。身ノ才賢ク、智明カ也ケル人ニテ、此ノ佛ノ現ジ給フ事ヲ、頗ル不心得ズ思ヒ給ケリ、「實ノ佛ノ此ク俄ニ木ノ末ニ可出給キ様无シ。此ハ天狗ナドノ所為ニコソ有メレ。外術ハ七日ニハ不過ズ。今日、我行テ見ム」ト思給テ、出立給フ。日ノ装束直クシテ、檳榔毛ノ車ニ乗テ、前駟ナド直シク具シテ、其所ニ行キ給ヌ。(今昔物語集・卷第二十・本朝付佛法、天狗、現佛坐木末語第二、旧大系本四・149-14、新大系本四・227-10)

\* 端正に晴れの束帯姿をして。サ変動詞「日の装束(うるはしく)して」に形容詞が挟みこまれた表現とも解せる。

749 此テ其日ニ成ヌレバ、此男ニ沐浴セサセ、装束直クサセテ、髪削ラセテ、髻取セテ、鬢直ク搔梳ヒ傳立ル間ニ、使、何度トモ无来ツ、

「遅々シ」ト責レバ、男ハ舅ト共ニ馬ニ乗テ行ヌ、妻ハ物モ不云シテ引被テ泣臥タリ。(今昔物語集・卷第二十六・本朝付宿報、飛弾国猿神、止生賛語第八、旧大系本四・35-08、新大系本五・039-01)

\* 端正に装束を整えさせた様子。

750 然テ院ノ住セ給ケル時ニ、夜半許ニ、西ノ臺ノ塗籠ヲ開テ、人ノソヨメキテ参ル氣色ノ有ケレバ、院見遣セ給ケルニ、日ノ装束直シクシタル人ノ大刀帯テ笏取、畏リテ、二間許去キテ居タリケルヲ、院、「彼ハ何ニ人ゾ」ト問セ給ケレバ、「此ノ家ノ主ニ候フ翁也」ト申ケレバ、院、「融ノ大臣カ」ト問セ給ケレバ、「然ニ候フ」ト申スニ、院、「其レハ何ゾ」ト問ハセ給マヘバ、「家ニ候ヘバ住候フニ、此ク御マセバ、忝ク所セク思給フル也。何が可仕キ」ト申セバ、院、「其レハ糸異様ノ事也。我レハ人ノ家ヲヤハ押取テ居タル。(今昔物語集・卷第二十七・本朝付靈鬼、川原院融左大臣靈宇陀院見給語第二、旧大系本四・481-03、新大系本五・095-07)

\* 端正に正装をした人が太刀を帯び笏を持って畏まっている。

751 異者共、「日高ク成ヌ。遅々シ」ト云テ、馬ニ移置テ引出テ取セタルバ、男、胸□ル、様ニハ思ユレドモ、云ヒ立ニタル事ナレバ、此ノ馬ノ尻ノ方ニ油ヲ多ク塗テ、腹帯強ク結テ、鞭、手ニ貫入レテ、装束輕ビヤカニシテ、馬ニ乗テ行クニ、既ニ橋爪ニ行懸ル程、胸□レテ心地違フ様ニ怖シケレドモ、可立返キ事ニ非ネバ行クニ、日モ山ノ葉近ク成テ、物心細氣也。况ヤ此ル所ナレバ、人氣モ无ク、里モ遠ク被見遣テ、家モ遙ニ■火十雲幽ニテ、破无ク思フ行クニ、橋ノ半許ニ、遠クテハ然モ不見エザリツルニ人居タリ。(今昔物語集・卷第二十七・本朝付靈鬼、近江國安義橋鬼、噉人語第十三、旧大系本四・492-10、新大系本五・110-05)

\* 動きやすい軽快な装束をして。

752 其ノ時、天王、此レヲ聞食シテ、「此ハ何事ヲ咲ゾ」ト問ハセ給ケレバ、女房、「兼道ガ青経呼テ候ヘバ、其ノ事ニ依テ、殿上ノ男共ニ被責テ、其罪贖ヒ候フヲ、咲ヒ嗚リ候フ也」申シケレバ、天皇、「何様ニシテ贖フゾ」トテ、日ノ御座ニ出サセ給テ、小部ヨリ臨セ給ケルニ、兼通ノ中将、我が身ヨリ始メテ、隨身モ皆ヒタ青ナル装束ヲシテ、青キ食物ノ限ヲ持セテ参タレバ、「此レヲ咲フ也ケリ」ト御覽ジテ、可咲ク思食ケレバ、否腹立セ不給デ、天皇モ極ク咲ハセ給ケル。」其ノ後ハ、□ヤカニ六借ラセ給フ事モ无カリケレバ、殿上人共弥ヨナム咲ヒ嗚ケル。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、左京大夫□□付異名語第卅、旧大系本五-1089-08、新大系本五-334-09)

\* 兼通中将本人ばかりでなく、その隨身までも、青一色の装束をして。

753 埒ノ内ニ打廻テ、鞭ヲ取り直シテ立タテル程ニ、右ノ方屋ヨリ打出タル者有リ。見レバ、老法師ノ極氣ナル□タル冠ヲセサセテ、狗ノ耳垂タル様ナル老懸ヲセサセテ、右ノ競馬ノ装束ノ舊ク弊キヲセサセテ、枯鮭ヲ大刀ニ帯ケテ、装束ヲモ片喙下腰ニセサセテ、袴ハ踏含セテ、  
 十百■示十各モ猿樂ノ様ナルヲ、女牛ニ結鞍ト云物ヲ置テ、其レニ乗セテ出シタリ。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、右近馬場殿上人種合語第三十五、旧大系本五-1205、新大系本五-264-03)

\* 左方の公忠に対して、右方の競馬の装束で、古くて見栄えのしない装束を老法師にさせる。しかも、中途半端に歪め、腰からずり落ちるように着せている。サ変動詞「装束(の舊く弊きを)せさせて」に括み込みがある表現とも解せる。

754 檢非違使共此レヲ見テ、「彼レハ何ゾ何ゾ」ト集テ、目ヲ咋セテ嗚

リ問ヘバ、此ノ袴複ラマシキ檢非違使、顔ノ色ハ朽シ藍ノ様ニ成テ、我レニモ非ヌ氣色シテ立テリ。異檢非違使共、然コソアヤ<sup>十</sup>十<sup>十</sup>立ツレドモ、見ルニ糸惜カリケレバ、装束共ヲ取テ忽ギ着テ、馬ニ乗テ思々ニ馳散シテ迹テ去ニケレバ、此ノ袴複ラマシキ檢非違使一人胸病タル者ノ顔ツキシテ、我レニモ非デ装束打シテゾ馬ニ乗テ馬ニ被任□返ニケル。(今昔物語集・卷第二十九・本朝付悪行、檢非違使盜糸被見頭語第十五、旧大系本五-165-12、新大系本五-330-07)

\* 気が動転したまま、なんとか装束をして、馬の歩むに任せて帰った。旧大系本のように「打シテ」を「うち着て」の代動詞と解する考えもある。

755 人此レヲ聞テ奇異ト思テ、守ニ此ノ由ヲ申ケレバ、忽ニ在廳ノ官人ヲ召テ、蔵ヲ開サセテ見レバ、年冊許ナル男ノ糸綱ラカナルガ、水旱装束直クシタルガ、色モ衣キヲ引出タリ。人々有テ此レヲ見テ、「云フ甲斐無し。速ニ被追放ヨ」ト云ケレドモ、守、「何デカ。後ノ聞エモ有リ」ト云テ、蔵ノ傍ニ幡物結テ張懸テケリ。(今昔物語集、卷第二十九、本朝付悪行、伯耆國府蔵入盗人被殺語第十、旧大系本五-156-12、新大系本五-318-02)

\* 「糸綱(いとぎら)ラカナル」姿で、「色も衣(白の誤か?)キ」男と表現されており、ある程度立派な「直(うるはし)ク」した水干装束を指すか。国府の蔵に盗みにはいったものの、出られなくなった素性不明の男を描写する。

## 5 サ変動詞「装束」

次に、サ変動詞8例を掲出する。756は「装束つかまつりたる」とも読めそうだが、謙讓語を選択する文脈ではないと判断して、サ変動詞「装束したる」と考える。757~762の6例は連用形「装束」であり、接続助



詞「て」あるいは助動詞「たる」いずれかが下接する。763の当該部分「玉ノ装束テ」の読みには次の二つを想定できる。

・髪を上げすばらしい装束を着て、居並んで、琴瑟・琵琶などを弾き遊ぶ。  
 ぶ。「玉の装束+き+て」↓「玉の装束(しやうぞき)+て」

・髪を上げすばらしい装束をして、居並んで、琴瑟・琵琶などを弾き遊ぶ。  
 ぶ。「玉の装束(しやうぞくし)+て」

名詞・サ変動詞・四段動詞の各該当例は本朝部に集中しているが、天竺部の巻第五にある点からも、この763は他の諸例と異なる。また、先んじるが、四段動詞の場合は「装ぞき」という表記を取ることが多く、その点も加えて考えると、「玉の装束(しやうぞくし)+て」が妥当ではないだろうか。ただし、サ変動詞の場合でも「装束し」と表記するので、ここは異例である。直下の「居並(いなみ)て」に牽制され、「て」と続けた可能性はある。なお、旧大系本の頭注には「玉の如き装束を着て。玉のは連体修飾語とも連用修飾語とも取れる。シャウゾキテは、装束を四段動詞終止形に見立ててそのまま活用させた語の連用形。打聞集「玉装束ヲシテ」とある。なぜ動詞と見立てたかの説明はない。

756 今昔、典薬頭ニテ□ト云止事无キ醫師有ケリ。世ニ並無キ者也ケレバ、人皆此人ヲ用タリケリ。

而ル間、此典薬頭ニ、極ク装束仕タル女車ノ乗泛レタル、入ル。頭、此ヲ見テ、「何クノ車ゾ」ト問ヌレドモ、荅ヘモ不為シテ、只遣リニ遣入レテ、車ヲ搔下シテ、車ノ頸木ヲ部ノ木ニ打懸テ、雑色共ハ門ノ許ニ寄テ居ヌ。(今昔物語集・巻第二十四・本朝付世俗、女、行醫師家治瘡逸語第八、旧大系本四-287-12、新大系本四-396-07)

\* この上なく装飾を施した女車で、同乗者が乗りこぼれそうな様子。あるいは美しい装束をちらつかせた女車か。巻二十四は古本系統が伝存しないため、扱いに注意が必要。新大系本の底本、カリフォルニア大学バークレー校東アジア図書館蔵本(旧三井文庫本)も同じ表記。

757 而ル間、生贄、舅ノ家ニ行テ、「門ヲ開ヨ」ト叫ケレ共、音モ不為ヲ、「口開ヨ、ヨモ悪事不有。不開ハ中々悪キ事有ナム」ト、「疾ク開ヨ」ト、門ヲ踏立レバ、舅出来テ、娘ヲ呼出シテ、「此ハ極キ神ニモ増タリケル人ニコソ有ケレ。若我子ヲバ悪トヤ思フラム。」「和君、門ヲ開テニ誘ヘヨ」トイヘバ、妻、怖シ乍ラ、喜シク思テ、門ヲ細目ニ開タレバ、「押開ルニ、妻立レバ、「疾ク入テ、其装束取テ得サセヨ」ト云ヘバ、妻即返入テ、狩衣・袴・烏帽子ナド取出タレバ、猿共ヲバ家戸ノ許ニ強ク結付テ、戸口ニテ装束シテ、弓・胡録ノ有ケルヲ乞出テ、其ヲ負テ、舅ヲ呼出テ云ク、「此ヲ神ト云テ、年毎二人ヲ食セケル事、糸奇異キ事也。此ハ猿丸ト云テ、人ノ家ニモ繫テ飼バ、被飼テ人ニノミ<sup>打</sup>十<sup>打</sup>妻テ有者ヲ、案内モ不知シテ、此ニ年来生タル人ヲ食セツラム事、極テ愚也。己ガ此ニ侍ラム限ハ此ニ被<sup>打</sup>十<sup>打</sup>妻ル事有マジ。只己ニ任セテ見給ヘ」ト云テ、猿ノ耳ヲ痛ク摘バ、念ジ居タル程、糸可咲。(今昔物語集・巻第二十六・本朝付宿報、飛弾国猿神、止生贄語第八、旧大系本四-437-16、新大系本五-042-03)

\* 猿神の生贄に差し出された男が、逆に猿神らを捕らえて戻り、妻となった女に狩衣・袴・烏帽子などの装束を整えさせる。特に美しく着飾る様子ではない。

758 今昔、或ル人、方違ヘニ下邊也ケル所ニ行タリケルニ、幼キ兒ヲ具シタリケルニ、其ノ家ニ本ヨリ靈有ケルヲ不知デ、皆寝ニケリ。其ノ兒ノ枕上ニ火ヲ近ク燃シテ、傍ニ人ニ三人許寝タリケルニ、乳母、目ヲ悟

シテ、児ニ乳ヲ含メテ、寝タル様ニテ見ケレバ、夜半許ニ塗籠ノ戸ヲ細目ニ開テ、其ヨリ長五寸許ナル五位共ノ、日ノ装束シタルガ、馬ニ乗テ十人許次キテ枕上ヨリ渡ケルヲ、此ノ乳母怖シト思ヒ乍ラ、打時ノ米ヲ多ラカニ搔鬪テ打投タリケレバ、此ノ渡ル者共散ト散テ失ニケリ。(今昔物語集・卷第二十七・本朝付靈鬼、幼児為護枕上時米付血語第三十、旧大系本四-518-11、新大系本五-145-13)

\* 端正に束帯の正装をした五位ども。

769 而ル間、女、経ヲ讀畢テ後、沈ノ念珠ノ琥珀ノ装束シタルヲ押攤テ、念シ入テ、暫許有テ目ヲ見上タル氣色ノ俄ニ替テ恠ク成タレバ、「此ハ何ニ」ト見ルニ、女、「今一度對面セムト思テ呼聞エツル也。今ハ此レヲ恨ミテ」ト云テ只死スレバ、弁奇異クテ、「此ハ何ニ」トテ、「此二人ト来」ト云ヘドモ、急ト人モ否不聞付テ、暫許有テゾ聞付テ、長キ人、「何ニ」トテ指出タルニ、弁居タレバ、此ノ長シキ者、「穴奇」。此ハ何ニシツル事ゾヤ」トテ、迷モ理也ヤ。云フ甲斐无ク、只髪ノ筋ノ切レム程ニ失畢ヌレバ、然リトテヤハ穢ニ可籠キニ非ネバ、弁返ナムト為ルニモ、有ツル顔ノミ心ニ懸リテ悲ク思フニ付モ、何ガハ思ヒ得ム。(今昔物語集・卷第三十一・本朝付雜事、右少弁師家朝臣、值女死語第七、旧大系本五-260-07、新大系本五-144-04)

\* 沈香木の玉の念珠で、琥珀の飾りを付けて。

760 而ル間、既ニ西時許ニ成ヌ。見レバ、山中ノ谷迫、奄造タル所有リ、糸捻ハ、シキ事无限、吉馬二三疋許繋タリ。大ナル釜共居并テ、谷ノ水ヲ懸テ湯涌ス。其ニ将行タレバ、年五十許ナル男ノ怖シ氣ナルガ、水干装束シテ、打出ノ大刀帶タリ。郎等卅人許有。(今昔物語集、卷第二十六、本朝付宿報、觀硯聖人、在俗時值盜人語第十八、旧大系本四-146-10、新大系本五-076-16)

\* 盗人頭領らしき者の装束であるからには、ここも簡素な水干装束を指すか。ただし、郎党三十人の頭目であり、良き馬を持ち立派な太刀を身につけているので、見窄らしい装束とは思えない。

761 見レバ、前ニハ、「鞍置タル馬三疋」ト云ヒシカドモ、十餘疋許引立タリ。亦白装束シタル男共十餘人許立並タリ、凡ソ様々ノ下人共四五人許村々ニ立テリ。供奉、「此レハ物見ル者共ニヤ有ラム。何ニヲ見ゾ」ト思テ、東西ヲ見廻セバ、露、可見キ物モ只今不見エズ。船寄セツレバ下テ、引キ寄セタル馬ニ乗ヌ。共ナル法師二人亦馬ニ乗セテ、前ニ打立タルニ、今十余疋許ノ馬ニ、此ノ白装束シタル男共、ハラ々ト乗ヌ。「此ノ男共ハ迎ヘニ遣セタル也ケリ」ト、其ノ時ニナム心得ケル。(今昔物語集、卷第二十八、本朝付世俗、近江國矢馳郡司堂供養田樂語第七、旧大系本五-069-16、新大系本五-209-03)

\* 白装束は神事や仏事の時に着る。

762 見レバ、前ニハ、「鞍置タル馬三疋」ト云ヒシカドモ、十餘疋許引立タリ。亦白装束シタル男共十餘人許立並タリ、凡ソ様々ノ下人共四五人許村々ニ立テリ。供奉、「此レハ物見ル者共ニヤ有ラム。何ニヲ見ゾ」ト思テ、東西ヲ見廻セバ、露、可見キ物モ只今不見エズ。船寄セツレバ下テ、引キ寄セタル馬ニ乗ヌ。共ナル法師二人亦馬ニ乗セテ、前ニ打立タルニ、今十余疋許ノ馬ニ、此ノ白装束シタル男共、ハラ々ト乗ヌ。「此ノ男共ハ迎ヘニ遣セタル也ケリ」ト、其ノ時ニナム心得ケル。(今昔物語集、卷第二十八、本朝付世俗、近江國矢馳郡司堂供養田樂語第七、旧大系本五-070-02、新大系本五-209-07)

\* 白装束は神事や仏事の時に着る。

763 今昔、天竺ニ一ノ國有リ。其ノ國ノ國王、世ニ並ビ无キ寶ナル、夜

光ル玉ヲ持給ヘリ。寶藏ニ納メ置キ給ヒタリケルヲ、盗人有テ、何ニ構ルニカ有ム、盗テケリ。

國王、歎キ給テ、若シ其レヤ取ツラムト疑ハシク思ヒ給ケレバ、只問ムニハ可云キ様无ケレバ、此ヲ云スベキ構ヘテ謀カリ給ケル様、高樓ヲ七寶ヲ以テ荘リ、玉ノ幡ヲ懸ケ錦ヲ以テ地ニ敷キ、莊嚴无量ニシテ、端嚴美麗ノ女共ニ微妙ノ衣服共ヲ令着メ、花鬘ヲ懸ケ其ノ身ヲ飾リ、琴瑟・琵琶等ノ微妙ノ音樂ヲ唱ヘ、様々ノ樂ビヲ集メテ、此ノ玉盜タラムト思ス人ヲ召テ、痛ク酔フ酒ヲ多ク令飲メテ、善ク酔テ死タル如クニテ令醉メ臥セツ。

其ノ後、蜜ニ搔テ彼ノ飭レル楼ノ上ニ將上テ臥セツ。亦、其ノ人ニモ微妙ノ衣服共ヲ着セ、花鬘・瓔珞ヲ懸セテ臥タリ。雖然モ善ク酔タレバ、露、知ル事无シ。酔ヒ漸ク醒メテ起キ上テ見ルニ、此ノ世ニモ不似ズ、微妙ノ莊嚴セル土也。見廻セバ四ノ角ニ梅檀・沈水等ノ香ヲ焼タリ。其ノ匂ヒ不可思議ニシテ芳キ事无限シ。玉ノ幡ヲ懸ケ微妙ノ錦ヲ天井ニ張り地ニ敷テアリ。玉ノ女共、髪ヲ上ゲ玉ノ装束テ居並テ琴瑟・琵琶等ヲ彈キ遊ブ。(今昔物語集・卷第五・天竺付佛前、國王、為盗人被盜夜光玉語第二、旧大系本一346-10、新大系本一399-05)

\* 763 該当箇所表記については、京都大学附属図書館が蔵する鈴鹿本の該当箇所にあたって確認した。同図書館がインターネット上に公開する電子図書館の貴重図書資料で目視できる。著作権の関係で画像の掲載は差し控える。<sup>(6)</sup>

#### 6 四段動詞「装ぞき」

第三には四段動詞連用形6例を掲げる。すでに述べたように、「装ぞき」という表記が多い。名詞「装束(しやうぞく)」と判別して読みたいがために、「ぞ」部分から仮名書きしたと認められる。これを可能にしたのは「しやうぞ+き」という語形分析を可能にした内在的な意識があったこと、

平安中期仮名文献の分析結果と同じである。「装束き」では「しやうぞ+き」と誤読される可能性がある。なお、766だけが「装束きたる」とあって、異なる表記を示している。確認のため、東京大学国語研究室蔵の紅梅文庫旧蔵本(東大本甲)の該当箇所複製を付載した。やはり「装束きたる」と確認できる。誤読の可能性を持ちながらも、このような表記にした理由は判然としない。今は「装束(しやうぞく)+着+たるを」から変化した「しやうぞ+きたるを」と考えたい。

764 而ル間、天皇ノ、僧都、内御修法行ヒケル時、御加持ニ参タリケルニ、伴僧共ハ皆通ニケリ。僧都ハ暫ク候テ夜打深更ル程ニ罷出ケルニ、從僧・童子ナドハ有ラムト思ケルニ、履物許ヲ置テ、從僧・童子モ不見ザリケレバ、只獨リ衛門陳ヨリ歩ミ出ケルニ、月ノ極テ明カナレバ、武徳殿ノ方様ニ歩行ケルニ、軽カニ装ゾキタル男一人寄来テ、僧都ニ指向テ云ク、「何ゾ獨ハ御マスゾ。被負サセ給ヘ。己レ負テ將奉ラム」ト云ケレバ、僧都「糸吉カリナム」ト云テ、心安ク被負ニケレバ、男搔負テ西ノ大宮ニ条ノ辻ニ走り出テ、「此ニ下給ヘ」ト云ヘバ、僧都「我ハ此ヘヤ来ムト思ツル、壇所ニ行ムト思ツル」ト云ケレバ、男、然許力有ル人トモ不知ラ、「只有ル僧ノ衣厚ク着タルナリ」ト思テ、「衣ヲ剥ム」ト思ケレバ、鹿カニ打振テ、音ヲ噴ラカシテ、「何デカ不下シテハニ云フゾ。和御房ハ命惜クハ无キカ。着タル衣得サセヨ」ト云テ、立返ラムト為ルニ、僧都「否ヤ、此クハ不思ザリツ。我が獨行クヲ見テ糸惜ガリテ負テ行カムト為ルナメリトコソ思ヒツレ。寒キニ、衣ヲコソ否不脱マジケレ」ト云テ、男ノ腰ヲヒシト交ミタリケレバ、大刀ナドヲ以テ腰ヲ交ミ切ラム如ク、男難堪ク思ヘケレバ、「極テ悪ク思ヒ候ヒケリ。錯申サムト思給ヘルガ愚ニ候ケル也。然ラバ御マスベカラム所ニ將奉ラム。腰ヲ少シ緩ベサセ給ヘ、目抜ケ腰切候ヌベシ」ト術无氣ナル音ヲ出シテ云ケレバ、僧都「此コソ云ハメ」トテ、腰ヲ緩ベテ輕ク成テ被負タリケレバ、男負

上テ、「何チ御マサムズル」ト問ヘバ、僧都、「宴ノ松原ニ行テ月見ムト  
思ツルヲ、汝ガサカシクテ此ヘ負テ将来レバ、先ヅ其二将行テ月見セヨ」  
ト云ケレバ、男、本ノ如クニ、宴ノ松原ニ将行ニケリ。(今昔物語集・  
卷第二十三・本朝、比叡山實因僧都強力語第十九、旧大系本四・258-03、  
新大系本四・361-08)

\* 軽やかに装束した男が一人寄ってきて、實因僧都に差し向かって言っ  
た。「装ぞく十着十たる」↓「装ぞき十たる」

765 今昔、廣澤ト云所ニ寛朝僧正ト申人御ケリ。此ノ人凡人ニ非ズ、式  
部卿ノ宮ト申ケル人ノ御子也、真言ノ道ニ止事无カリケル人也。

其人ノ廣澤ニ住給ケルニ、亦仁和寺ノ別當ニテモ御ケレバ、彼ノ寺ノ  
壞タル所ニ、修理セムトテ、麻柱ヲ結テ日毎ニ工共数来テ修理シケルニ、  
日暮テ工共各返テ後、僧正「工ノ今日ノ所作ハ何カ許シタルト見ム」ト  
思給テ、中結ニシテ高足駄ヲ履テ、杖ヲ突テ、只獨リ寺ノ許ニ歩ミ出テ、  
麻柱共結タル中ニ立廻テ見給ケルニ程ニ、黒ク装ゾキタル男ノ烏帽子ヲ  
引垂レテ、夕暮方ナレバ顔ハ慥ニ不見ヘシテ、僧正ノ前ニ出来テ突居タ  
リ。見レバ、刀ヲ抜テ逆様ニ持テ引隠シタル様ニ持成シテ居タリ。(今  
昔物語集・卷第二十三・本朝、廣澤寛朝僧正強力語第廿、旧大系本四・  
59-16、新大系本四・363-11)

\* 黒く装束した(=黒い装束を着た)男が烏帽子を引き垂れて、夕暮  
れのために顔は定かに見えないが、寛朝僧正の前に突然出て来た。  
「装ぞく十着十たる」↓「装ぞき十たる」

766 其後、夜ニ入テ、年丹許ナル女ノ、形・有様美麗ナルガ、能装束キ  
タルヲ、家主押出シテ、「此奉ル。今日ヨリハ我思フニ不替、哀レニ可  
思也。只一人侍ル娘ナレバ、其志ノ程ヲ押量リ可給」トテ、返入タレバ、  
僧云甲斐无テ近付ヌ。此テ夫妻トシテ月日ヲ過スニ、樂キ事、物ニ不似。

衣ハ思ニ随テ着ス、食物ハ無物无食スレバ、有シニモ不似、引替タル様  
ニ太リタリ。髪モ髻ニ被取ル許ニ生ヌレバ、引結上テ、烏帽子シタル形  
チ、糸清氣也。娘モ此夫ヲ極ク難去思タリ、夫モ女ノ志シノ哀ナルニ合  
セテ、我モ勞ク思エケレバ、夜晝起臥シ明シ暮ス程ニ、墓无テ八月許ニ  
モ。(今昔物語集・卷第二十六・本朝付宿報、飛弾国猿神、止生賢語第  
八、旧大系本四・433-06、新大系本五・036-05)

\* 二十歳ばかりの美麗なる女で、よく着飾った娘を、家主が僧に奉っ  
た。「装束十着十たる」↓「装束(しやうぞ)き十たる」

思食<sup>し</sup>思<sup>し</sup>眞鳥<sup>ま</sup>能<sup>の</sup>食<sup>の</sup>單<sup>だ</sup>其<sup>の</sup>後<sup>の</sup>夜<sup>は</sup>入<sup>り</sup>年<sup>々</sup>サ  
許<sup>し</sup>女<sup>の</sup>形<sup>は</sup>有<sup>り</sup>様<sup>々</sup>羨<sup>ま</sup>羨<sup>ま</sup>能<sup>る</sup>將<sup>に</sup>衣<sup>を</sup>束<sup>す</sup>家<sup>の</sup>主<sup>が</sup>押<sup>し</sup>出<sup>す</sup>  
此<sup>の</sup>奉<sup>る</sup>今<sup>日</sup>ヨリ<sup>ハ</sup>我<sup>の</sup>思<sup>ふ</sup>不<sup>可</sup>替<sup>は</sup>哀<sup>し</sup>可<sup>し</sup>思<sup>ふ</sup>也<sup>只</sup>一<sup>人</sup>侍<sup>ル</sup>  
娘<sup>ハ</sup>其<sup>の</sup>志<sup>ハ</sup>程<sup>ヲ</sup>押<sup>量</sup>リ<sup>可</sup>給<sup>ト</sup>返<sup>入</sup>ル<sup>僧</sup>云<sup>甲</sup>斐<sup>无</sup>テ<sup>近</sup>付<sup>ヌ</sup>  
死<sup>テ</sup>近<sup>付</sup>ヌ<sup>此</sup>テ<sup>夫</sup>妻<sup>ト</sup>シ<sup>テ</sup>月<sup>日</sup>ヲ<sup>過</sup>ス<sup>ニ</sup>樂<sup>キ</sup>事<sup>物</sup>ニ<sup>不</sup>似

767 今昔、衣曝ノ始午ノ日ハ、昔ヨリ京中ニ上中下ノ人稻荷詣トテ参リ  
集ソ日也。

其レニ、例ヨリハ人多ク詣ケル年有ケリ。其ノ日近衛官ノ舍人共参ケ  
リ。尾張ノ兼時・下野ノ公助・茨田ノ重方・秦ノ武員・茨田ノ為國・輕  
部ノ公友ナド云フ止事无キ舍人共、餌袋・破子・酒ナド持セ、烈テ参ケ  
ルニ、中ノ御社近ク成ル程ニ、参ル人・返ル人様々ニ行キ違ケルニ、艶  
ズ装ゾキタル女會タリ。濃キ打タル上着ニ、紅梅・萌黄ナド重ね着テ、  
生メカシク歩ビタリ。(今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、近衛舍

人共稲荷詣、重方値女語第一、旧大系本五-059-15、新大系本五-186-07）  
 \* 伏見稲荷の中社にて、近衛舎人どのは、すばらしく着飾った女に出  
 会った。砧打ちして艶のある紅濃き上着に、紅梅・萌黄などを重ね着  
 ている。「装ぞく+着+たる」↓「装ぞき+たる」

768 而ルニ此ノ守、不賤又人ノ流ニテハ有ケレドモ、何ナル事ニテカ有  
 ケム、此ノ守ノ祖モ此ノ守、藏人ニモ不成ズ殿上モ不被許ザリケレバ、  
 内邊ノ事ヲ傳テモ不聞ズ。況ヤ見ル事ハ无カリケリ。然レバ、子共モ露  
 不知ザリケリ。其レニ殿共ノ立様・造様、宮々ノ御方ノ女官共ノ唐衣・  
 襷褌着テ行キ、殿上人・藏人ノ出シ掛ヲシ、織物ノ指貫ヲ着、様々ニ装  
 ゴキテ通ルヲ、此ノ五節所ノ内ニ集リ居テ、只此等ニ目ヲ付テ追シラガ  
 ヒテ、簾許ニ出重ナリテ見ケルニ、殿上人近ク寄レバ屏風ノ後ニ迹隠ル  
 間、前ニ迹ル人ハ後ニ迹ル人ニ指貫ヲ被踏テ倒ルニ、後ノ者モ亦躓テ  
 倒ル。或ハ冠ヲ落シ、或ハ先ヅ我レ疾ク隠レムト迷ヒ入ル。入ナバ然テ  
 曲リ居タルベキニ、亦少ノ者モ渡レバ、追シラガヒテ出テ見ル。然レバ、  
 簾ノ内ノ様悪キ事无限シ。若キ殿上人・藏人ナド、此レヲ見テ咲ヒ興ジ  
 ケリ。（今昔物語集・卷第二十八・本朝付世俗、尾張守□五節所語第四、  
 旧大系本五-059-15、新大系本五-196-07）  
 \* 宮様方の女官や殿上人など、様々に着飾って通る様子を、尾張守は  
 じめ子供や親族揃って、五節所の内から見ている。「装ぞく+着+て」  
 ↓「装ぞき+て」

769 今昔、物語破无ク好ケル、人ノ妻有ケリ。其ノ人ノ妻トハ故ニ不云  
 ズ。年卅許ニテ、形チ・有様モ美カリケリ。其レガ、「鳥部寺ノ賓頭盧  
 コソ極ク驗ハ御スナレ」トテ、共ニ女ノ童一人許ヲ具シテ、十月ノ卅日  
 比ノ午時許ニ、微妙ク装ゾキ立テ参ケルニ、既ニ参着テ居タル程ニ、少  
 シ送レテ綱ラカナル雑色男一人亦詣デタリ。（今昔物語集・卷第二十九・

本朝付悪行、詣鳥部寺女、値盗人語第廿二、旧大系本五-174-05、新大  
 系本五-342-01）

\* 物語でを好む女は、この上なく着飾り立てて、鳥部寺に参った。  
 「装ぞく+着+立ちて」↓「装束ぞき+立ちて」

#### 7 四段動詞「装ぞかし」

第四には動詞「装ぞかし」が1例ながらある。表記が「装ぞき」と同じ  
 ように「装ぞかし」であるのは、「装ぞき」と同じく誤読を回避する方策  
 と思われる。すでに平安中期には、四段動詞連用形から類推した未然形  
 「さうぞか+せ」が現れていたが、やがて連用形の場合と同じく「さうぞ  
 +かせ」という語形分析を意識するようになり、他動詞四段活用連用形  
 「さうぞ+かし」を形成する素地があったと推測できる。ただし、他動詞  
 下二段活用連用形「装ぞかせ」の誤認かもしれない。並列的な動作として、  
 直下に使役表現「仕はせけり」があるから、ここは「(高助自身が着飾る  
 のではなく、従者などに)侍どもを着飾らせて、お伝えさせになった」と  
 解することも可能である。

770 姫君達ノ装束ハタラ綾織ヲ撰ツ、織セ物シヲ尋ネ語ヒテ染サセケレ  
 バ、織綾様・物ノ色、手ニ移ル許、目モ曜キテゾ見エケル。物食スルニ  
 ハ、各臺一具ニ銀ノ器ドモニテナム備ヘケル。侍ニハ落ブレタル尊ノ子  
 共ノ為方无ク不合ナルヲ語ヒ将来テ、様々ニ装ゾカシテ仕ハセケリ。凡  
 ソ有様□□ヤカニ、氣高ク持成シタル事、實ノ吉キ人ニ不異ザリケリ。  
 父高助ハ、行ク時ニハ極ジ氣ナル様シタリケレドモ、我が娘ノ方ニ行ク  
 時ニハ、綾ノ襦ニ■艸+補菊染ノ織物ノ指貫ノ着テ、紅ノ出シ柏ヲシテ、  
 薫ヲ焼シメテ行ケリ。妻ハ袖ノ襖ト云フ物ヲ着タリケルヲ脱弃テ、色々  
 ニ縫重タル衣ヲ着テゾ、娘ノ方ニハ行ケル。此様ニ力ノ及ブ限り、極ク  
 傳ク事无限シ。（今昔物語集・卷第三十一・本朝付雑事、大藏史生宗岡

高助、傳娘語第五、旧大系本五・25503、新大系本五・44701)

\* 高助は、侍どもには様々と着飾って、お仕えさせになった。

## 8 おわりに

以上、今昔物語集における「装束」関連語の特徴を集約しておく。平安末期、いわゆる宣名書きによる漢字仮名混淆文の代表として考えられよう。

### I 名詞「さうぞく」47例

平安中期の仮名文献における名詞用法と基本的には同じである。諸例には「日の装束」や「女の装束」など複合語も含まれる。本来の装束の意味ばかりでなく、服装一般を意味する場合は現れている。

### II 準サ変動詞「装束+x+し」8例

名詞「装束」の下に語句を挿入しつつ、サ変動詞が続く場合(準サ変動詞用法)があることも平安中期と同様に指摘できる。

### III サ変動詞「装束し」8例

サ変動詞の場合も平安時代中期の仮名文献における用法と同じである。右の準サ変動詞用法を加えれば、16例を数える。次の四段動詞用法より優勢とも言える。

### IV 動詞「装ぞき」6例

この用法も平安中期の仮名文献と同じ傾向を示すが、表記に特徴がある。原則として「装束き」はない。名詞形「装束」は「しやうぞく」と読んで問題がなかった想像されるが、当該の動詞形は「しやうぞき」と読みたいがために、「ぞ」を仮名表記する工夫を凝らしたのではないかと想像する。これは「装束き」と書いて「しやうぞくき」と読む可能性

を避けた配慮。背後には語幹「装ぞ」という語形分析がある。

### V 動詞形「装ぞかし」1例

平安中期には、四段動詞連用形から類推した未然形「さうぞか+せ」が現れていたが、やがて連用形の場合と同じく「さうぞ+かせ」という語形分析を意識するようになり、他動詞四段連用形「さうぞ+かし」を形成する。

動詞の活用において、すべての活用形が揃っているとは限らないし、その必要もない。しかし、入声音漢語「装束」の場合には、末子音kの受容実態とともに、装束は着ることで成り立つ、すなわち「装束+着る」という内在的な意識があるため、四段動詞連用形「しやうぞき(さうぞき)」が先んじて現れたと推測される。これは特異な特徴と認められる。一方で、サ変動詞連用形「しやうぞくし(さうぞくし)」による動詞表現が可能であるにもかかわらず、同じ意味を担う「しやうぞき(さうぞき)」が用いられる事実は、やはり今述べた形成過程の推測を見逃せない。この他、軍記物語や御伽草子にも該当例が存在するが、四段動詞の例は少ない。なお、名詞「装束」は「日葡辞書」の見出し語としても掲載されており、その命脈は現代日本語に至るまで保持されていると言える。

## 【注】

(1) 現在、多くの古語辞典では「さうぞく」「しやうぞく」(自動詞カ行四段動詞)の見出しを掲げている。名詞「さうぞく」の動詞化といった説明が付される。大型の古語辞典では、以下のような語誌がある。

漢語「装束」の呉音シャウソクの直音表記。ゾクは連濁によるもの。中世には「しやうぞく」と表記されることが多くなる。なお、中古和文の写本の中には「さうぞく」と表記された例も散見する。動詞化する場合、「装束す」とサ変複合動詞の形をとる例は少なく、語末音を四段に活用させる用法が中古では一般

的であった。(中田祝夫編監修『古語大辞典』小学館、昭和58年12月)

- (2) 二戸麻砂彦「K入声漢語の受容と定着」(山梨県立女子短期大学紀要53、平成16年3月)

- (3) 「表A」「表B」「表C」中の文献について出典を掲げる。

- ・新潮古典集成『枕草子』上・下(新潮社、昭和52年4・5月)
- ・新日本古典文学大系24『土佐日記・蜻蛉日記・紫式部日記・更級日記』(岩波書店、平成元年11月) 所収の『紫式部日記』
- ・新日本古典文学大系24『土佐日記・蜻蛉日記・紫式部日記・更級日記』(岩波書店、平成元年11月) 所収の『土佐日記』
- ・新日本古典文学大系24『土佐日記・蜻蛉日記・紫式部日記・更級日記』(岩波書店、平成元年11月) 所収の『蜻蛉日記』
- ・日本古典文学大系20『土左日記・かげろふ日記・和泉式部日記・更級日記』(岩波書店、昭和32年12月) 所収の『和泉式部日記』
- ・新日本古典文学大系24『土佐日記・蜻蛉日記・紫式部日記・更級日記』(岩波書店、平成元年11月) 所収の『更級日記』
- ・新日本古典文学大系17『竹取物語・伊勢物語』(岩波書店、平成9年1月) 所収の『竹取物語』
- ・新日本古典文学大系17『竹取物語・伊勢物語』(岩波書店、平成9年1月) 所収の『伊勢物語』
- ・日本古典文学大系9『竹取物語・伊勢物語・大和物語』(岩波書店、昭和32年10月) 所収の『大和物語』
- ・日本古典文学大系10～12『宇津保物語』(岩波書店、昭和34年12月・昭和36年5月・昭和37年12月)
- ・新日本古典文学大系18『落窪物語・住吉物語』(岩波書店、平成4年3月) 所収の『落窪物語』
- ・新日本古典文学大系26『堤中納言物語・とりかへばや物語』(岩波書店、平成4年3月) 所収の『堤中納言物語』
- ・今泉忠義他編『源氏物語全』(おうふう、昭和52年1月)
- ・池田亀鑑編著『源氏物語大成』普及版(中央公論社、昭和59年10月～60年11月) ▼検索は大成を使用し、本文は首書源氏物語である『源氏物語全』を採用した。
- ・日本古典文学大系21『大鏡』(岩波書店、昭和35年9月)
- ・日本古典文学大系75・76『栄花物語』上・下(岩波書店、昭和39年11

月・昭和40月10)

- ・日本古典文学大系77『篁物語・平中物語・浜松中納言物語』(岩波書店、昭和39年5月) 所収の『篁物語』
- ・日本古典文学大系77『篁物語・平中物語・浜松中納言物語』(岩波書店、昭和39年5月) 所収の『平中物語』
- ・日本古典文学大系77『篁物語・平中物語・浜松中納言物語』(岩波書店、昭和39年5月) 所収の『浜松中納言物語』
- ・日本古典文学大系78『夜の寝覚』(岩波書店、昭和39年12月)
- ・日本古典文学大系79『狭衣物語』(岩波書店、昭和40年8月)
- ・日本古典文学大系83『仮名法語集』(岩波書店、昭和39年8月)
- ・日本古典文学大系65『歌論集・能楽論集』(岩波書店、昭和36年9月)
- ・日本古典文学大系80『平安鎌倉私家集』(岩波書店、昭和39年9月)
- ・日本古典文学大系73『和漢朗詠集・梁塵秘抄』(岩波書店、昭和40年1月)
- ・日本古典文学大系74『歌合集』(岩波書店、昭和40年3月)
- (4) 日本古典文学大系の本文によった。また、新大系本と索引も適宜参照した。
- ・日本古典文学大系22～26『今昔物語集一～五』(岩波書店、昭和34年3月～38年3月)
- ・新日本古典文学大系33～37『今昔物語集一～五』(岩波書店、平成5年5月～11年7月)
- ・新日本古典文学大系別巻『今昔物語集索引』(岩波書店、平成13年4月)
- (5) 京都大学附属図書館が公開する鈴鹿本のアドレス。  
[http://ddb.libnet.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/konjaku/ki\\_top.html](http://ddb.libnet.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/konjaku/ki_top.html)
- (6) 『今昔物語集六』東京大学国語研究室資料叢書6(汲古書院、昭和61年8月)の232頁(第十二冊三六ウ)を参照。

\* 諸文献の検索にあたっては、インターネット上で公開されている検索エンジン、あるいは電子テキストを活用した。

・古典総合研究所の語彙検索

<http://www.genji.co.jp/kensaku.htm>

・国文学研究資料館の電子資料館

[http://www.nijiac.jp/contents/d\\_library/index.html](http://www.nijiac.jp/contents/d_library/index.html)